

様式第 1 号（第 3 条、第 4 条及び第 23 条関係）

登 録
登録更新 申請書
承 認

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
氏^(ふりがな)名（法人にあつては、名称及び代
表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号
登録番号及び登録年月日（注 1）

第 38 条の 2 の 2 第 1 項の登録
電波法第 38 条の 4 第 2 項の登録の更新 を受けたいので、下記のとおり申請します。
第 38 条の 31 第 1 項の承認

記

- 1 事業の区分
- 2 事務所の名称及び所在地（注 2）
- 3 技術基準適合証明のための審査に用いる測定器その他の設備の概要（注 3）
- 4 法第 38 条の 8 第 2 項の証明員の選任に関する事項（注 4）
- 5 業務開始の予定期日

- 注 1 登録の更新の申請に限り記載すること。
- 2 技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地を記載すること。
 - 3 測定器等ごとに、その名称又は型式、主な仕様、製造事業者名、所在の場所、その所有、借入れ又は委託の別及び審査が可能な特定無線設備の種別ごとの試験項目を記載すること。全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。
 - 4 技術基準適合証明の業務を行う事務所ごとに、証明員の氏名及び法別表第 4 の各号に掲げる条件のうち該当する号を記載すること。
 - 5 不要の文字は、抹消すること。
 - 6 この用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とすること。
 - 7 登録の更新の申請の場合にあつては、手数料の額に相当する収入印紙をこの申請書の左上に消印せずちよう付すること。なお、収入印紙の枚数が多いために申請書の左上にちよう付することができない場合には、申請書の余白又は裏面にちよう付すること。

様式第2号（第3条、第4条、第9条、第21条及び第23条関係）

経 歴 書

- (ふりがな)
- 1 氏 名
 - 2 生年月日
 - 3 現 住 所
 - 4 経 歴

期 間 自 年月日 至 年月日	勤務先並びに職務内容又は業務内容

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第3号（第3条、第4条及び第23条関係）

誓 約 書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

申 請 者（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

申請者（及びその役員）が、電波法第38条の3第2項において準用する同法第24条の2第5項各号に
第38条の31第4項において準用する同法第24条の2第5項各号に該当
しないことを誓約します。

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第4号（第5条及び第24条関係）

氏名又は名称等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名)
電話番号
登録番号

電波法第38条の5第2項
第38条の31第4項において準用する同法第38条の5第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

- 注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

技術基準適合証明等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号
登録番号

第38条の6第2項
電波法第38条の24第3項において準用する同法第38条の6第2項の規定により、下記のとおり報告します。
第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第2項
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第2項

記

1 特定無線設備の技術基準適合証明

技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称	技術基準適合証明を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類	技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称	技術基準適合証明番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	技術基準適合証明をした年月日

2 特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類	工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	工事設計認証をした年月日

注1 報告は、毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、技術基準適合証明又は工事設計認証したものについてそれぞれ期間経過後2週間以内に報告すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

4 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第6号（第6条、第17条、第25条及び第33条関係）

氏名又は名称等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

氏^(ふりがな)名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

第38条の6第3項

第38条の29において準用する同法第38条の6第3項

電波法 第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第3項の規定により、下

第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第3項

記のとおり届け出します。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日

3 変更の理由

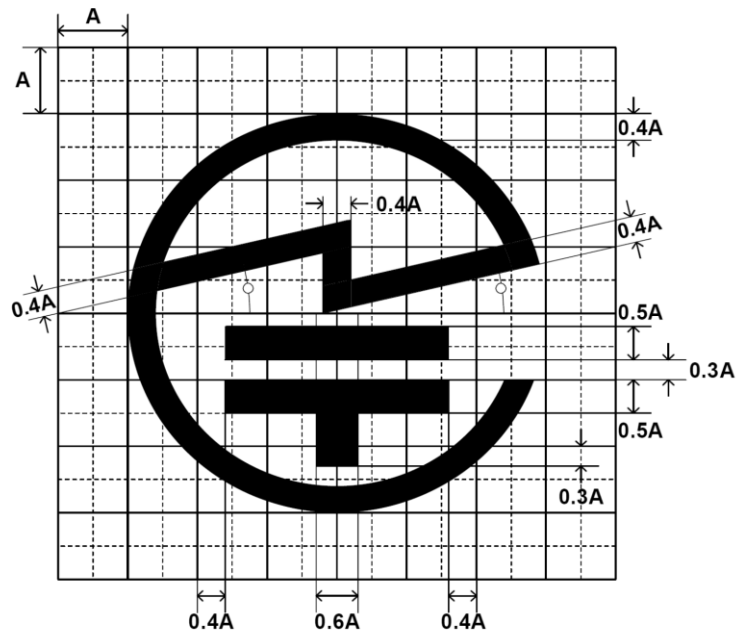
注1 変更した事項は、変更前及び変更後を対照して記載し、変更に係る技術基準適合証明を受けた特定無線設備の技術基準適合証明番号又は認証工事設計に基づく特定無線設備の工事設計認証番号を記載すること。ただし、氏名又は名称等の変更により、その技術基準適合証明を受けた特定無線設備及び認証工事設計に基づく特定無線設備の全てが変更に係るものとなる場合は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の記載を要しない。

2 不要の文字は抹消すること。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと
する。



- 注1 大きさは、直径5ミリメートル以上(体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上)であること。
- 2 材料は、容易に損傷しないものであること(電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

表(略)

- 5 工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。
- (2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。

選任（解任）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名)
電話番号
登録番号

電波法 第 38 条の 9 の規定により、役員を選任（解任）しました
第 38 条の 24 第 3 項において準用する同法第 38 条の 9 の規定により、証明員
ので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 選任（解任）した役員（証明員）の氏名並びに証明員を選任した場合にあつては、その者が技術基準適合
証明の業務
の業務
を行う事務所の名称及び所在地
の業務
- 2 選任（解任）の理由
- 3 選任（解任）した年月日

- 注 1 選任（解任）した役員（証明員）の氏名は、選任（解任）前及び選任（解任）後を対照して記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とすること。

様式第9号（第11条、第21条、第29条及び第37条関係）

業務規程の届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名）
電話番号
登録番号

第38条の10前段
電波法 第38条の24第3項において準用する同法第38条の10前段
第38条の31第4項において準用する同法第38条の10前段の規定により、業務規程を添えて届け出ま
す。第38条の31第6項において準用する同法第38条の10前段

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

業務規程の変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名）
電話番号
登録番号

第38条の10後段
電波法、第38条の24第3項において準用する同法第38条の10後段の規定により、変更後の業務規程を添え
第38条の31第4項において準用する同法第38条の10後段
第38条の31第6項において準用する同法第38条の10後段
て、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

- 注1 変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

業務の休止（廃止）の届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名)
電話番号
登録番号

第38条の16第1項
電波法 第38条の24第3項において準用する同法第38条の16第1項の規定により、技術基準適合証明の
第38条の31第2項 技術基準適合証明の
第38条の31第6項において準用する同法第38条の31第2項

業務 を 休止（廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。
業務及び工事設計認証の業務 休止（廃止）したので、

記

- 1 休止（廃止）しようとする業務
休止（廃止）した
- 2 休止（廃止）しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
休止（廃止）した 休止した
- 3 休止（廃止）の理由

- 注1 休止（廃止）しようとする業務又は休止（廃止）した業務は、当該休止（廃止）に係る業務の事業の区分を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

技術基準適合自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

電波法第38条の33第2項の規定による技術基準適合自己確認をしたので、同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計（注1）
- 2 技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の型式又は名称
- 3 検証の結果の概要

一 工事設計の検証	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要（注2）	
二 特性試験	試験を行った年月日及び場所	
	試験を実施した責任者の氏名及び部署の名称（注3）	
	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要（注4）	
三 確認の方法の検証	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要（注5）	

- 4 工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致することの確認の方法（注6）
- 5 特別特定無線設備を製造する工場又は事業所の名称及び所在地（輸入業者にあつては、特別特定無線設備の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特別特定無線設備を製造する工場又は事業所の名称及び所在地）
- 6 検証の際に使用した測定器等

名称又は型式	製造事業者名	製造番号	較正等の年月日	較正等を行った者の氏名又は名称	備考
					(注7)

- 注1 工事設計については、特別特定無線設備の工事設計に係る事項を記載した書類であつて別表第二号に定める事項を記載することとする。
- 2 工事設計を検証した結果、確認設備の工事設計が技術基準に適合するものであることを確認した旨を記載すること。

- 3 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、委託した試験項目の範囲、受託者の氏名又は名称及び住所（法人にあつては、その代表者の氏名も記載すること）。
- 4 試験に基づく検証の結果、確認設備が技術基準に適合するものであることを確認した旨を記載すること。
- 5 確認の方法の検証の結果、技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく一の特別特定無線設備により、技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるものであることを確認した旨を記載すること。
- 6 確認の方法の検証を行つた技術基準適合自己確認に係る確認方法書の内容を記載すること。
- 7 較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称を記載すること。
- 8 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

技術基準適合自己確認変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者
の氏名。記名押印又は署名)
電話番号
届出番号

電波法第38条の33第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

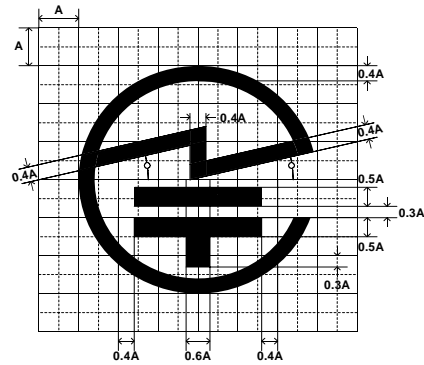
記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

- 注1 変更した事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
- 2 法第38条の33第3項第4号の事項に係る変更の場合は、変更後の技術基準適合自己確認に係る確認方法書の全文を添付すること。
 - 3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第14号（第41条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び識別番号を付加したものとする。



- 注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上）であること。
- 2 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4 識別番号の最初の6文字は届出番号とし、7文字目又は7文字目及び8文字目は特別特定無線設備の種類に従い様式第7号の注4の表で定めるとおりとし、8文字目及び9文字目又は9文字目及び10文字目は当該特別特定無線設備について技術基準適合自己確認の届出を行った西暦年数の十位以下を示す数字とする。